

(見積合わせの告示)
栽培水産試験場告示第2号

令和3年(2020年)2月19日

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構理事長 田中義克
(担当部局:栽培水産試験場)

1 契約に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

令和3年度(2021年度) 栽培水産試験場 庁舎清掃業務 一式

(2) 履行場所

室蘭市舟見町1丁目156番3号 栽培水産試験場

(3) 契約期間

令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 業務概要 別紙「清掃業務処理要領」のとおり

2 参加する者に必要な資格等

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和元年北海道告示第756号又は令和2年北海道告示第676号に規定する清掃業務の資格を有すること。

(2) 北海道(以下「道」という。)及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)が行う指名競争入札に関する指名を現在停止されていないこと。

(3) 暴力団関係者等であることにより、道及び道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 北海道内に本店を有し、かつ、室蘭・伊達・登別市内に本・支店、事業所等を有し、室蘭市内での履行が可能であって、本業務における清掃員体制3名配置できること。かつ、基本的に周年同一清掃員で履行可能であること。

(5) 直近2営業年度(24月に満たない場合は24月分)に、今般の業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、かつ誠実に履行した者であること。

3 見積合わせ参加資格の審査

(1) この見積合わせは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定を準用した制限付見積合わせであるので、見積合わせに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 見積合わせ公告日の翌日から令和3年(2021年)3月5日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日の休日を除く。)の毎日の午前9時00分から午後5時00分まで。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-0013
室蘭市舟見町1丁目156番3号

栽培水産試験場 総務課 電話番号0143-22-2320

(2) 審査を行ったときは、見積参加資格審査結果通知書を別途通知するので、その通知により見積書を期日までに提出すること。

4 契約条項を示す場所

室蘭市舟見町1丁目156番3号

栽培水産試験場 総務課 電話番号 0143-22-2320

5 見積書の提出場所及び提出時期

(1) 提出場所 室蘭市舟見町1丁目156番3号 栽培水産試験場 総務課

(2) 提出時期 令和3年(2021年)3月15日(金) 午後5時00分まで

6 契約保証金

(1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又は、これに代える担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第37条の定めるところによる。

7 仕様等の閲覧に関する事項

(1) 閲覧場所 室蘭市舟見町1丁目156番3号 栽培水産試験場 総務課

(2) 閲覧方法 (1)の場所で閲覧する。

8 送付による見積書提出の可否

可 (郵送の場合、封筒のおもてに「清掃業務に係る見積書在中」などと明記のうえ、
書留あるいは特定記録等、配達を確認できる郵送方法等によること。)

9 契約者の決定

取扱規則第19条に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって見積(有効な見積に限る。)した者を契約者とする。

10 決定者と契約の締結を行わない場合

決定者が暴力団関係事業者等であることにより、道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該決定者とは契約の締結を行わない。

11 契約書作成の要否

契約書を作成する。

12 その他

(1) 2に規定する資格を有しない者の提出した見積及び、この公告に定める条件に反した見積は、無効となる。

(2) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額(「消費税等」という。)を含めた金額を記載すること。

イ 契約の相手方となった者は、決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約者(年間委任状、見積書等の宛名)

「地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 田中義克」宛て

(4) 前金払はしない。

(5) 概算払はしない。

(6) 部分払はしない。(各月の履行完済部分について、原則、翌月の毎月25日に支払い。)

(7) 見積提出者が1人の場合であっても、執行する。

(8) 郵送により提出した見積提出者は、再度見積合わせには、参加できない。

(9) この契約は、取りやめること又は、延期することがある。